

阿賀野市告示第173号

阿賀野市建設工事請負業者指名停止措置要領の一部を改正する要領を次のように定める。

令和7年8月19日

阿賀野市長 加藤博幸

阿賀野市建設工事請負業者指名停止措置要領の一部を改正する要領の一部を改正する要領

阿賀野市建設工事請負業者指名停止措置要領（平成16年阿賀野市告示第36号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2項を加える。

- 3 新潟県が指名停止を行ったときは、前項の規定を準用する。この場合において、「指名停止を行ったとき」とあるのは「新潟県が指名停止を行ったとき」と読み替えるものとする。
- 4 前項の規定における指名停止の期間は、第1項の規定にかかわらず当該指名停止の期間とする。

別表第2（第2条関係）第4号中「新潟県」の次に「、富山県及び石川県の区域」を加える。

附 則

この告示は、令和7年8月19日から施行し、改正後の阿賀野市建設工事請負業者指名停止措置要領の規定は、令和7年7月1日から適用する。